

国民健康保険のこと

平成 20 年度の国民健康保険税が 7 月に確定します。

今年度の国民健康保険税は 4 月 1 日から課税されていますが、税額の計算対象となる前年（平成 19 年 1 月から 12 月まで）の所得金額を把握し、国税税として算定するには時間がかかります。そのため、第 1 期と第 2 期については、前年度の国民健康保険税の 10 分の 1 に相当する額を仮算定として課税しました。

今回、19 年中の所得申告に基づいて 20 年度の本算定を行い、年税額が確定しましたので第 3 期（7 月）の納税通知書でお知らせします。第 3 期以降の税額は、今回確定した年税額より第 1 期と第 2 期の分を差し引いた額となり、第 3 期から第 10 期の 8 回に分けて納めていただくことになります。

なお、昨年度までは 3 期以降の納期限が 8 月から 3 月の各月末となっていましたが、平成 20 年度は 7 月から 2 月の各月末（12 月は 25 日、納期限が土、日、祝日の場合は翌日）に変更しています。

国民健康保険税の見直しを行いました

平成 20 年度から後期高齢者医療制度が開始され、各保険者は後期高齢者医療制度を支援するため支援金を拠出することとなります。この支援金を納付するため「後期高齢者支援金等分」を追加し、次のとおり税率等を見直しました。

	医療給付費分		後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分 (新 規)	介 護 納 付 金 分 (変 更 無)
	(変更後)	(変更前)		
所 得 割	5.4%	7.0%	1.6%	1.4%
資 産 割	27.0%	35.0%	8.0%	5.0%
均 等 割	20,200 円	26,000 円	5,800 円	7,300 円
平 等 割	20,500 円	26,300 円	5,800 円	6,500 円
課税限度額	420,000 円	530,000 円	110,000 円	90,000 円

～国民健康保険税の計算方法～

保険税は医療給付費分、後期高齢者支援金等分と介護納付金分（40 歳から 64 歳までの方）からなり、加入している被保険者の所得割額・資産割額・均等割額・平等割額の合算額です。

所得割額…基準総所得金額（平成 19 年中の総所得金額から 33 万円を控除した金額）に上記の税率を乗じた額。

※ 基準総所得金額は被保険者 1 人ごとの基準総所得金額を計算し、加入者全員分を合算します。総所得金額が 33 万円以下の方の基準総所得金額は 0 円となります。

資産割額…平成 20 年度固定資産税額のうち、土地・家屋に係る金額に上記の表の税率を乗じた額。

均等割額…被保険者 1 人につき上記の表の額。

平等割額…1 世帯につき上記の表の額。

保険税の減免について

国民健康保険に加入している世帯で、失業、休業あるいは病気療養中などのため、平成 20 年中の所得が前年に比べて大幅に減少し、保険税の納付にお困りの方は、その世帯の保険税を和らげるための減免制度があります。詳細は、住民課 保険医療グループまでお問合せください。

また、平成 20 年 4 月 1 日から「世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額等が 0 円で、現に生活が困窮している方」について「均等割額及び平等割額の 100 分の 10 に相当する額」を減免することにしました。これに該当する方は、納期限前 7 日までに減免申請をしてください。なお、平成 20 年度第 1 期及び第 2 期の保険税の減免申請は第 3 期納期限前 7 日までに提出してください。

後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険税の軽減があります。

◆ 同一世帯で、国保から後期高齢者制度に移行し、75歳未満の方が引き続き国民健康保険に加入することになる場合、次のとおり保険税の軽減措置があります。

・低所得者に対する軽減措置

保険税の軽減を受けていた世帯は、所得や世帯構成に変更がなければ、従前と同様の軽減措置を5年間受けることができます。

・世帯ごとで賦課される平等割額の軽減措置

国民健康保険の被保険者が1人となる場合は、5年間平等割額が半額になります。

◆ 被用者保険（社会保険など）から後期高齢者制度に移行し、その被扶養者で65歳から74歳の方が国保被保険者となった場合、申請により2年間所得割額・資産割額が免除され均等割額が半額となります。また、被保険者が1人の場合は平等割額も半額となります。

国民健康保険税の特別徴収を10月から行います。

65歳から74歳までの国民健康保険に加入する世帯主の方であって、次の①～③のすべてに当てはまる方は、国民健康保険税が年金から特別徴収（天引き）されます。

- ① 世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること。
- ② 世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満であること。
- ③ 特別徴収（天引き）の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと。

10月以降の年金から特別徴収される保険税額は、本年度の年間保険税額から、4月から9月までに算定された保険税額の合計額を差し引いた額となります。

なお、平成21年度からは特別徴収（年金からの天引き）による仮徴収を4月・6月・8月に行います。

保険税の納付は口座振替で

口座振替にすると、納め忘れの心配がなくなります。一度手続きをすれば翌年度以降も自動的に継続しますので、簡単・便利です。うっかり忘れがちな人、忙しくて納めに行く時間がない人などは、ぜひご利用ください。

申込方法は納税通知書（または保険証）・預金通帳・通帳の届出印を持参して、扶桑町指定の金融機関・郵便局または住民課保険医療グループ窓口で手続きしてください。

平成20年度 国保税 今後の納期限

第3期	平成20年 7月31日（木）
第4期	平成20年 9月 1日（月）
第5期	平成20年 9月30日（火）
第6期	平成20年10月31日（金）
第7期	平成20年12月 1日（月）
第8期	平成20年12月25日（木）
第9期	平成21年 2月 2日（月）
第10期	平成21年 3月 2日（月）

特定健康診査等実施計画書を作成しました。

扶桑町国民健康保険では、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき特定健康診査等実施計画書を作成しました。同計画書では、特定健診・保健指導の導入趣旨、健診・保健指導の現状、実施にあたっての基本的な考え方、目標値などを定めております。

◆ 計画の期間

平成21年度から平成24年度を第1期とし、5年ごとに見直しを行います。

◆ 目標値

平成24年度までに特定健診の受診率を65%、特定保健指導の実施率を保健指導対象者の45%とすることを目標としております。

また、特定健診・特定保健指導の実施により、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者予備群を10%減少することを目標としております。なお、実施計画書は役場住民課で閲覧できます。また、扶桑町ホームページでご覧いただけます。

問合せ先 住民課 保険医療グループ 内線242・246～248